

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 無償譲渡する財産の所在及び面積  
（建物）霧島市牧園町高千穂 3855 番地 191 木造 平屋建（保育園）  
720.00平方メートル
- 2 無償譲渡の相手方  
住 所 東京都八王子市左入町373番地1  
氏 名 社会福祉法人 清心福祉会 理事長 青木 訓行

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく高千穂保育園の民営化に当たり、平成7年の建設後26年が経過し、今後の修繕に要する経費が多額になることが見込まれること及び他市における民営化の状況等を考慮し、建物を無償譲渡しようとするものである。